

第115号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条の表第2号中「第2条第6項第2号」を「第2条第6項第2号及び第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。